

前 金	部 分 払
有	0 回

平成 30 年 度
建整特補 第 1-1 号

大谷踏切詳細設計業務委託設計書

委託仕様は特記以外は業務委託共通仕様書（三重県）及び業務委託監督員の指示による。

津市
建設部建設整備課

平成 30 年度	建整特補	第 1-1 号	業 務 委 託 設 計 書	
委託場所	津市上浜町一丁目地内		担当副参事	
			検算者	
委託名	大谷踏切詳細設計業務委託		担当副主幹	
			設計者	
設計額				
履行期間	平成 3 1 年 2 月 2 8 日限り			
長	—	巾	—	
業 務 の 大 要				
踏切道詳細設計 一式				

位置図

平成30年度建整特補第1－1号
大谷踏切詳細設計業務委託



縮尺 1 : 5000

100 50 0 100

設 計 内 訳 表							摘 要	
費目	工種	種別	細別	単位	数	量	単 価	金 額
設計・解析・調査業務								
01:設計・解析・調査								
踏切道設計				式				
					1.000			
踏切道詳細設計				式				
					1.000			
直接経費（成果品作成費分）				式				
					1.000			
直接原価				式				
					1.000			
その他原価				式				
					1.000			
業務原価				式				
					1.000			
一般管理費等				式				
					1.000			

第 0001 号 明細表

設 計 内 訳 表									
費目	工種	種別	細別	単位	数	量	単 価	金 額	摘 要
設計・解析・調査業務価格				式					
						1.000			
消費税及び地方消費税相当額				式					
						1.000			
業務委託料				式					
						1.000			

第 0001 号 明細表 踏切道詳細設計						1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
踏切道詳細設計		式				第0001号単価表	
			1. 000				
協議資料作成		式				第0008号単価表	
			1. 000				
打合せ等 業務着手時打合せ計上 中間打合せ 2 回 成果物 納入時打合せ計上		業務				第0001号施工単価表	
			1. 000				
合 計							

第 0001 号 施工単価表 業務着手時打合せ計上 中間打合せ 2 回 成果物納入時打合せ計上 1.000 業務 当り						
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
主任技師	人					
技師 (A)	人					
技師 (B)	人					
合計	業務	1.000				
単位当り	業務	1.000 当り				
条 件 名 称 業務着手時打合せの有無 中間打合せの回数 成果物納入時の打合せ有無 関係機関打合せ協議の回数 業務着手時打合せ計上 中間打合せ 2 回 成果物納入時打合せ計上 関係機関打合せ協議 3 回						

SJ0010 踏切道詳細設計			第 0001 号単価表 1 式			当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
設計計画	式	1. 000			第0002号単価表	
踏切道設計	式	1. 000			第0003号単価表	
設計図	式	1. 000			第0004号単価表	
数量計算	式	1. 000			第0005号単価表	
照査	式	1. 000			第0006号単価表	
報告書作成	式	1. 000			第0007号単価表	
電子計算機使用料	%					
合 計	式	1. 000				

SJ0010 踏切道詳細設計		第 0001 号単価表 1 式				当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
単位当り	式	1.000 当り				

SJ0040 設計計画		第 0002 号単価表 1 式					当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
主任技師	人						
技師 (A)	人						
合 計	式	1. 000					
単位当り	式	1. 000 当り					

SJ0050 踏切道設計		第 0003 号単価表 1 式					当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
技師 (A)	人						
技師 (B)	人						
技師 (C)	人						
技術員	人						
合 計	式	1. 000					
単位当り	式	1. 000 当り					

SJ0060 設計図		第 0004 号単価表 1 式					当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
技師 (B)	人						
技師 (C)	人						
技術員	人						
合 計	式	1. 000					
単位当り	式	1. 000 当り					

SJ0070 数量計算		第 0005 号単価表 1 式					当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
技師 (B)	人						
技師 (C)	人						
技術員	人						
合 計	式	1. 000					
単位当り	式	1. 000 当り					

SJ0080 照査		第 0006 号単価表 1 式					当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
技師 (A)	人						
技師 (B)	人						
合 計	式	1. 000					
単位当り	式	1. 000 当り					

SJ0090 報告書作成		第 0007 号単価表 1 式					当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
技師 (A)	人						
技師 (B)	人						
合 計	式	1. 000					
単位当り	式	1. 000 当り					

SJ0020 協議資料作成		第 0008 号単価表 1 式					当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
技師 (A)	人						
技師 (B)	人						
技師 (C)	人						
技術員	人						
合 計	式	1. 000					
単位当り	式	1. 000 当り					

平成30年度 建整特補第1－1号

大谷踏切詳細設計業務委託

数量 総括表

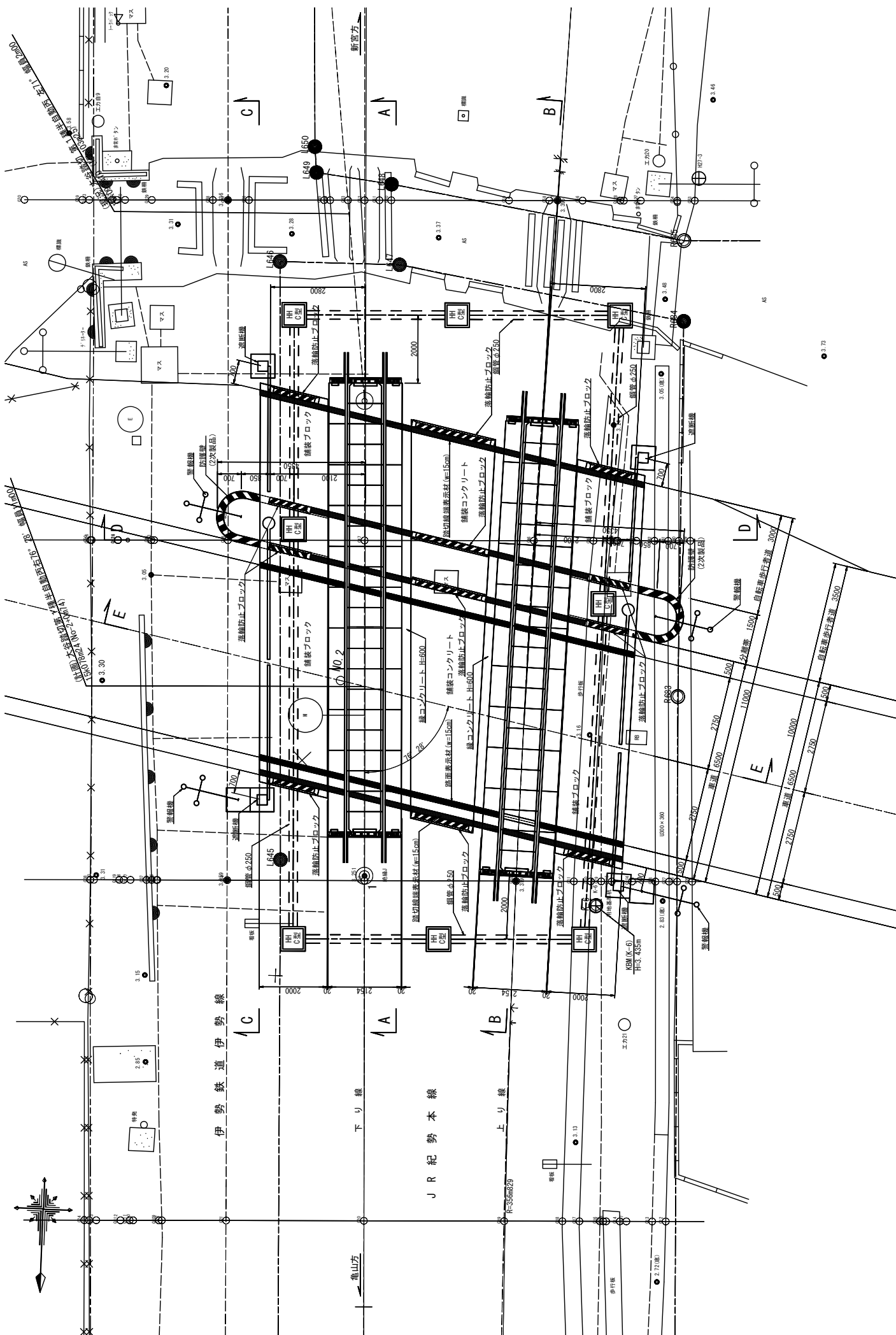
【補助対象】

レベル1 : 設計・解析・調査業務

業務委託数量表

レベル1 (区分)	レベル2 (工程)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要	
設計・解析・調査業務					式	1		
	踏切道設計				式	1		
		踏切道詳細設計				式	1	
				踏切道詳細設計		式	1	
			協議資料作成		式	1		
			打合せ協議	初回、納品、中間2回 関係機関3回	業務	1	関係機関協議には、 現地立会1回を含む。	

与条件図面（踏切計画平面図） S=1/50



特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 適用図書	☒ 設計業務等委託契約書 ☒ 設計業務等共通仕様書（三重県）【平成27年11月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 平成29年11月） ☒ 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【平成28年 7月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 平成29年11月） ☐ 自然に配慮した川づくりの手引き（案）（三重県県土整備部河川課） 【 年 月制定】 ☐ 砂防技術指針（案）（三重県県土整備部）【 年 月制定】 ☐ 三重県景観計画【平成20年4月1日発行】 ☒ その他（津市工事発注技術基準書【平成26年2月制定】最終改定 平成30年4月 ）
イ 業務計画等	☒ 契約締結後 14日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 ☒ 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☐ その他（ ）
ウ 成果の提出	☒ 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CALS電子納品運用マニュアル【平成29年4月改訂】によるものとする。 ☒ 本業務における成果物の提出部数は、（ ☐ 3部 ☒ （ 2）部）とする。 ☐ 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） ☒ 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を2部提出する。 ☐ その他（ ）
エ 工程関係	☐ 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名 ） ☒ 関係機関との協議の必要あり（ JR東海 ） ☐ その他（ ）
オ 管理技術者の要件	管理技術者は、（ ☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者）とする。 ☒ 技術士 （ ☒ 建設部門 鉄道科目） ☒ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☒ R C C Mの資格保持者（ ☒ 鉄道部門、 ☐ 部門を問わない ） ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 ☒ 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。 ☐ その他（ ）

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
平成29年11月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 2

明示項目		明示事項（条件及び内容）
カ	照査技術者	☒ 概略・予備・詳細設計等又は、基本・細部・実施設計等については、照査技術者を定めなければならない。 ☐ 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 （ ）
	照査技術者の要件	☐ 照査技術者は、（ ☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者 ）とする。 ☒ 技術士 （ ☒ 建設部門 鉄道科目 ） ☒ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☒ R C C Mの資格保持者（ ☒ 鉄道部門 ） ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 ☐ その他（ ）
	照査の実施	☐ 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 ☐ 詳細設計照査要領（（社）中部建設協会発行） ☐ 設計業務照査の手引書（三重県農林水産商工部農業基盤整備課） ☐ その他（ ）
キ	打合せ等	☒ 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 中間打合せ回数は2回、関係機関協議回数は3回とする。 ☒ 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 照査技術者については（ ☒ 設計業務着手時 ☐ 中間打合せ 回 ☒ 成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む） ）の打合せに出席するものとする。
ク	資料の貸与	☒ 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （津市工事発注技術基準書【平成26年2月制定】最終改定 平成30年4月、平成28年度建整特担第1-5号 大谷踏切予備設計等業務委託成果物）

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
平成29年11月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 3

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ケ 業務条件	☐ 業務条件は下記のとおりとする。
コ その他	☒ 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 ☒ 検査課による設計協議の立会を実施する。ただし、現地確認が必要な場合は、実地確認を行う。 ☒ 予備設計にて協議決定した踏切道計画に基づき、詳細計画を検討・決定し、工事発注に使用するための踏切道本体工の詳細設計図、数量計算書、報告書を作成すること。 ☒ 設計に当たっては、JR東海の各種基準類に準拠すること。 ☒ 踏切道保安設備に係る電気関連設備の設計は含まないものとする。 ☒ 踏切道前後の取付け道路部の設計は含まないものとする。 ☒ 踏切道詳細設計に基づき、JR東海との協議書並びに関連資料を作成するものとする。

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
平成29年11月

前金支払いに関する事項

請負代金の額が130万以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力を願うものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

津市公契約条例に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

3 受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。
- (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

4 公契約の解除等

市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

- (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。

労働環境の確保に係る誓約事項

津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。

記

- 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。